

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日、土曜日は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

◇規則

生活保護法施行細則の一部改正
福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部改正

◇訓令

甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項の一部改正
鳥取県立中央病院処務規程
鳥取県職員住宅管理規程の一部改正

規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年五月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第三十号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和二十八年十月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「地方事務所長（福祉事務所長を含む。以下同じ。）」及び「地方事務所長」を「福祉事務所長」に改める。

第三条中「地方事務所長」及び「地方事務所長又は福祉事務所長」を「福祉事務所長」に改める。

第四条、第五条、第八条、第九条、第十一条、第二十一条、第二十二條及び第二十七條中「地方事務所長」を「福祉事務所長」に改める。

第三十二條中「地方事務所長」を「福祉事務所長」に、「地方事務所（福祉事務所を含む。）」を「福祉事務所」に改める。

第三十四條中「地方事務所長」を「福祉事務所長」に改める。

別表各様式中

「地方事務所長」
を
「福祉事務所長」
に、
地方事務所
受付月日
を
福祉事務所
受付月日
に、
「地方事務所長殿」
を
「福祉事務所長殿」
に、

地方事務所
受理年月日
を
福祉事務所
受理年月日
に、
「地方事務所
市町村」
を
「福祉事務所
市町村」
に、
「地方事務所長」
を
「福祉事務所長」
に、

「福祉事務所長」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

昭和三十一年五月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第三十一号

福祉事務所長事務委任等に関する規則の

一部を改正する規則

福祉事務所長事務委任等に関する規則（昭和三十年四月
鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百五十三条第一項」を「第百五十三条第
二項」に改める。

第二条本文に次の但書を加える。

但し、第一号から第三号までについては西部福祉事務
所長、第四十九号については中部福祉事務所長に限る。

第二条に次の五号を加え、「第一号」を「第四号」と
し、以下第九号まで順次三号ずつ繰り下げ、第十号から
第十二号までを削り、第十三号を第十四号とし、以下第
四十三号まで順次一号ずつ繰り下げ、第四十四号から第

五十号までを削り、第五十一号を第四十五号とし、以下
第五十四号まで順次六号ずつ繰り上げ、第五十五号から
第六十三号までを削る。

一 災害救助法第二十四条に基づく従事命令に関するこ
と

二 災害救助法第二十五条に基づく協力命令に関するこ
と

三 災害救助法第二十六条に基づく管理、使用及び保管
の命令並びに収用に関すること

十三 不服申立書の経由に関すること（同六四二）

四十九 鳥取県中、西部国民健康保険診療報酬審査委
員会の庶務に関すること

第三条本文を次のように改める。

第三条 次に掲げる事項のうち、鳥取市の区域に係るも
のについては東部福祉事務所長に、倉吉市の区域に係
るものについては中部福祉事務所長に、米子市及び境
港市の区域に係るものについては西部福祉事務所長に
委任する。但し、第一号から第三号までについては西

部福祉事務所長に、第二十二号については中部福祉事
務所長に限る。

第三条に次の四号を加え、「第一号」を「第四号」と
し、以下順次三号ずつ繰り下げる。

一 災害救助法第二十四条に基づく従事命令に関するこ
と

二 災害救助法第二十五条に基づく協力命令に関するこ
と

三 災害救助法第二十六条に基づく管理、使用及び保管
の命令並びに収用に関すること

二十二 鳥取県中、西部国民健康保険診療報酬審査委
員会の庶務に関すること

第四条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号と
する。

第五条中本文を次のように改める。

第五条 次に掲げる事項のうち、鳥取市の区域に係るも
のについては東部福祉事務所長の、倉吉市の区域に係
るものについては中部福祉事務所長の、米子市及び境

港市の区域に係るものについては西部福祉事務所長の専決事項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県美保涉外労務管理事務所長事務委任に関する規則をここに公布する。

昭和三十一年五月一日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県規則第三十二号

鳥取県美保涉外労務管理事務所長事務委任に関する規則

(総則)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十三条第一項の規定により知事の権限に属する事務の一部を鳥取県美保涉外労務管理事務所長に委任する事項は、別に定があるものの外この規則の定めるところによる。

(委任事項)

第二条 次に掲げる事項は鳥取県美保涉外労務管理事務所長に委任する。

- 一 駐留軍労務者の雇入に関すること。
- 二 駐留軍労務者の解雇、退職及び移管に関すること。
- 三 駐留軍労務者の職種の變更に関すること。
- 四 駐留軍労務者の扶養親族の認定に関すること。
- 五 駐留軍労務者の給与の格付に関すること。
- 六 駐留軍労務者の給与の支給に関すること。
- 七 駐留軍労務者の解雇手当及び退職手当の支給に関すること。
- 八 駐留軍労務者の旅費の支給に関すること。
- 九 駐留軍労務者に対する社会保険(健康保険、厚生年金保険、失業保険)の事業主の事務に関すること。
- 十 駐留軍労務者宿舍の維持管理及び運営に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第五号

本庁内部部局の長
甲類附属機関の長
地方機関の長

昭和二十八年五月鳥取県訓令第十号(甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項)の一部を次のように改正する。

昭和三十一年五月一日

鳥取県知事 遠 藤

茂

別表中

「地方事務所

課長、課長補佐、係長」を

「中央病院

副院長、事務長、医長、室長、総婦

衛生研究所

主任、係長

東京事務所

次長

大阪事務所

次長

美保涉外労務管理事務所

係長

に改める。

附 則

この訓令は、昭和三十一年五月一日から施行する。

鳥取県訓令第六号

鳥取県立中央病院

鳥取県立中央病院処務規程を次のように定める。

昭和三十一年五月一日

鳥取県知事 遠 藤

茂

(この規程の目的)

第一条 この規程は、鳥取県立中央病院(以下「病院」という。)の処務、その他必要な事項を定めもつて円滑な業務運営を図ることを目的とする。

(組織)

第二条 病院に次の科、室を置く。

内科、小児科、外科、整形外科、皮膚ひ泌尿科(又は皮膚科、泌尿器科)、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう

科、理学診療科、齒科（以上の科を、以下「診療科」という。）検査室、看護科、薬剤科、事務科

2 看護科及び事務科に次の係を置く。

看護科 教育係、病棟係、外来係
事務科 庶務係、医事係、給食係

3 診療科の長を医長、検査室の長を室長、看護科の長を総婦長、薬剤科の長を薬剤長、事務科の長を事務長、看護科の係の長を婦長、事務科の係の長を係長という。

（職員）

第三条 病院に次の職員を置く。

院長 長
副院長 長
事務長 長
医長 長
室長 長
総婦長 長
薬剤長 長
係長 長

婦長
主事
技師
その他の職員
（権限）

第四条 院長は、病院管理業務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 副院長は、院長を補佐し、院長不在のときはその職務を代行する。

3 科、室、係の長は、上司の命をうけ所掌する業務を処理する。

（職員の職務）

第五条 職員（副院長、事務長、医長、室長、総婦長、薬剤長、係長、婦長を除く。以下本条において同じ。）の所属は院長が命ずる。

2 職員は上司の指揮をうけて業務に従事する。

（業務の分掌）

第六条 各科、室、係の分掌事項は次のとおりとする。

一 診療科

1 その科に属する患者の診療に関すること。

2 その科に属するインターンの教育に関すること。

3 その科に属する試験研究の計画及び実施に関すること。

4 診療録の調製に関すること。

5 院内感染防止のための取締に関すること。

6 その科の診療に使用する器具、器械及び材料の保全管理に関すること。

二 検査室

1 細菌、病理その他医学的臨床検査に関すること。

2 生化学的試験に関すること。

3 死体の解剖に関すること。

4 研究及び試験の資料、記録の整備保管に関すること。

5 研究検査用の器具及び器械の保全管理に関すること。

三 看護科

教育係

1 看護婦の教育に関すること。

2 看護学院生徒の実習指導に関すること。

3 看護婦寄宿舎の監理に関すること。

病棟係

1 入院患者の診療介助及び看護に関すること。

2 病室の環境管理に関すること。

3 病棟、手術室及び消毒室の器具器械及び材料の保全管理に関すること。

4 その他看護に関すること。

外来係

1 外来患者の診療介助及び看護に関すること。

2 診療室の環境管理に関すること。

3 その他看護に関すること。

四 薬剤科

1 薬品の保管及び受払に関すること。

2 調剤（試薬の調整を含む）及び製剤（注射剤の調整を含む）に関すること。

3 薬品の試験に関すること。

- 4 調剤及び製剤用の器具器械及び装置の安全管理に関すること。
- 5 その他薬品に関すること。

五 事務科

庶務係

- 1 公印の管守に関すること。
- 2 職員の任免、給与、福利厚生、服務その他人事に関すること。
- 3 予算及び決算に関すること。
- 4 金銭の出納に関すること。
- 5 物品の購入及び出納保管に関すること。
- 6 特別医員及びインターンに係る事務に関すること。
- 7 院内の災害対策及び警備に関すること。
- 8 宿日直に関すること。
- 9 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- 10 規程の制定、改廃に関すること。
- 11 共済組合に関すること。

- 12 病院の取締及び管理に関すること。
- 13 自動車、電気、及び汽かんに関すること。
- 14 他の係に属しないこと。

医事係

- 1 患者の受付に関すること。
- 2 患者の入院、退院事務に関すること。
- 3 入院、退院及び外来患者名簿の保管に関すること。
- 4 入院外来患者の料金算出事務に関すること。
- 5 死体の保管及び解剖手続に関すること。
- 6 諸統計及び診療報告に関すること。
- 7 診療記録の保管に関すること。
- 8 医療社会事業に関すること。

給食係

- 1 給食計画に関すること。
- 2 食料品の保管及び出納に関すること。
- 3 給食の調理、配膳に関すること。
- 4 炊事場の管理に関すること。

- 5 栄養相談に関すること。
- 6 その他給食に関すること。

(代決)

第七条 院長、副院長不在のときは、主管の科、室の長が代決する。

- 2 主管の科の長が不在のときは主管の係長が代決する。
- 3 代決した事項で重要なものについては代決者において直ちに後関の手続をしなければならない。

(専決)

第八条 次に掲げる事項は事務長において専決することができる。

- 一 職員（院長、副院長、及び科、室、係の長を除く。以下本項において同じ。）の県内出張及び休暇、欠勤等に関すること。
- 二 職員の超過勤務及び休日勤務に関すること。
- 三 軽易な申請、照会、回答、報告、通知及び届出等に関すること。

四 軽易な報告書、復命書、届書の処理及び進達に関

すること。

- 五 俸給、諸手当その他これらに類するもので常時一定したもの支出命令に関すること。

六 見積価格五万円未満の物品（医療器械、器具及び医薬品を除く。）の購入及び修繕に関すること。

(事務引継)

第九条 院長が転職、免職又は退職の場合は、すみやかに書類、帳簿及びその他重要事項につき引継書を作成して、後任者又は知事の指定した吏員に引き継がなければならない。

- 2 前項の引継を完了したときは、連署をもつてその状況を知事に報告しなければならない。

第十条 この規程に定めるものの外、事務の処理について必要な事項は、院長において別に規程を定め、知事の承認をうけなければならない。これを改正しようとするときもまた同様とする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和三十一年五月一日から施行する。

2 鳥取県立中央病院勤務規程（昭和二十五年八月鳥取県訓令甲第十五号）は廃止する。

鳥取県訓令第七号

本庁、内部部局
甲類附属機関
地方機関

鳥取県職員住宅管理規程（昭和二十八年九月鳥取県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

昭和三十一年五月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

第五条を次のように改める。

第五條 住宅の管理は、鳥取市所在の住宅にあつては人事課長、倉吉市所在の住宅にあつては中部県税事務所長、米子市所在の住宅にあつては西部県税事務所長（以下「管理者」という。）が行うものとする。

附
則

この訓令は、五月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認

發行日 火、金

發 印

刷	行	鳥	鳥
	者	縣	縣
縣	鳥	鳥	鳥
鳥	取	鳥	取
取	市	市	市
取	東	東	東
縣	町	町	町
	取		
印			
刷			
所			縣